

10. よくあるご質問

死亡に関する手続きについて、窓口や電話でよくある質問と回答をまとめました。

Q1. 戸籍の死亡届提出のしかたについて教えてください。※火葬がお済みの場合は、死亡届の提出は済んでいます。

A1. ■ 届出する場所

亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地または死亡した地の市区町村です。

■ 本市の届け出窓口

区役所戸籍住民課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課
(火葬場所・火葬日時を確認して届出ください)

休日や平日の窓口業務時間外でも区役所・総合支所の守衛室で受け付けています。
秋保総合支所のみ、守衛室の受付時間に制約があります。

[秋保総合支所守衛室の受付時間]

平日⇒午前 7 時30分から午前 8 時30分まで、午後 5 時から午後10時まで

土日祝日⇒午前 8 時30分から午後 8 時まで

■ お持ちいただくもの

死亡届 (死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)

■ 届出期間

- ・ 死亡の事実を知った日から 7 日以内
- ・ 国外での死亡の場合は、死亡の事実を知った日から 3 か月以内

Q2. 死亡届を提出しているので、区役所での手続きはしなくてもいいですか？

- A2. 亡くなられた方の状況によって異なりますが、健康保険や年金、受けていた手当に関する手続きなどが必要となる場合があります。
ハンドブックの 8 ～35 ページの各手続き詳細にてご確認ください。

Q3. 亡くなった人の保険証などで見つからないものがありますが、大丈夫ですか？

- A3. 証書類などで見つからないものがあったとしても、状況に応じてご案内いたしますので、大丈夫です。
詳しくは、それぞれの手続き窓口にご相談ください。

Q4. 口座振替の名義人が亡くなった場合はどうすればいいですか？

- A4. 口座名義人が亡くなると金融機関が口座の利用を停止しますので、口座振替ができなくなります。
早急に、口座振替サービスを利用している各制度の担当窓口や民間事業者などにご連絡ください。

Q5. 戸籍謄本と戸籍抄本、除籍謄本の違いは何ですか？

- A5. ■ 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) ... 戸籍に記載されている方全員分の証明
■ 戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書) ... 戸籍に記載されている方のうち、一部の方の証明
■ 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) ... 除籍簿に記載されている方全員分の証明
■ 除籍抄本 (除籍個人事項証明書) ... 除籍簿に記載されている方のうち、一部の方の証明

『除籍簿』とは、戸籍に記載されている方が婚姻や死亡などにより全員除籍された場合や、転籍などで別の市区町村に新しい戸籍が編製された時など、戸籍全部が消除された場合に作成されるものです。
亡くなられた方の戸籍に 1 人でも在籍している方がいれば、除籍謄本 (抄本) ではなく、戸籍謄本 (抄本) となります。

Q6.

仙台市に本籍があります。戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が欲しいのですが、どのように手続きすればいいですか？

- A6.** 仙台市内に本籍のある方は、全ての区役所・総合支所、仙台駅前サービスセンター、証明発行センターで発行できます。
なお、死亡届の内容を反映した戸籍証明が発行できるようになるまで、一定の日数がかかります。

■ 受付窓口

区役所戸籍住民課、宮城総合支所税務住民課、秋保総合支所総務課、仙台駅前サービスセンター、証明発行センター

■ 請求できる方

- ・本人または同一戸籍にある方、直系尊属・直系卑属の方
- ・代理人（依頼者の委任状が必要）
- ・請求するにあたって正当な権利や義務がある方（確認資料が必要な場合があります）
（例）相続人等

■ 請求に必要なもの

窓口にお越しになる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

■ 手数料

- ・戸籍謄本（抄本）・戸籍全部（個人）事項証明書 1通 450円
- ・除籍謄本（抄本）・除籍全部（個人）事項証明書 1通 750円

※ 仙台市に住民登録している方は、マイナンバーカードを利用してコンビニで取得（除籍は不可）することができます。また、オンラインや郵送での請求もできます。
取得できる証明書の種類など、手続きの詳細は仙台市ホームページに掲載しております。



仙台市 コンビニ交付

検索



仙台市 戸籍請求

検索

Q7.

仙台市に本籍がない場合でも戸籍の請求はできますか？

- A7.** 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要な場合は、仙台市に本籍がなくても、全ての区役所・総合支所、仙台駅前サービスセンター、証明発行センターで発行できます（請求できる方は同一戸籍にある方、直系尊属、直系卑属です。ご本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書の提示をお願いします）。ただし、除籍謄本（除籍全部事項証明書）および改製原戸籍のご請求は区役所・総合支所のみの受付となっており、仙台駅前サービスセンター・証明発行センターでは発行できませんので、ご注意ください。

仙台市に本籍がない場合の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や除籍抄本（除籍個人事項証明書）の請求については、本籍地の市区町村役場の窓口にお問い合わせください。

Q8.

戸籍謄本などは死亡届を提出したらすぐに発行してもらえますか？

- A8.** 死亡届を提出してから、死亡届の内容を反映した戸籍証明が発行できるようになるまで、一定の日数がかかります。
おおむね1週間から10日程度となりますが、死亡届の提出先と亡くなられた方の本籍地により日数が異なりますので、正確な発行可能時期につきましては本籍地の市区町村役場の窓口にお問い合わせください。

Q9.

戸籍の筆頭者が亡くなったのですが、筆頭者は誰になりますか？

- A9.** 筆頭者は、お亡くなりになっても変わりません。

Q10. 亡くなった人の住民票（除票）は誰でも請求できますか？

- A10. 請求するにあたって正当な権利や義務がある方が請求することができます（確認書類（保険証書や戸籍謄本、遺言書など）が必要な場合があります）。
（例）相続人等

Q11. 家族のうち、誰が相続人となるのですか？

- A11. 相続人の範囲は次のとおりです。
- ① 常に相続人 ... 配偶者
 - ② 第1順位 ... 子（子がない場合は孫）
 - ③ 第2順位 ... 父母（父母がない場合は祖父母）
 - ④ 第3順位 ... 兄弟姉妹（兄弟姉妹がない場合は甥姪）

Q12. 納税者が亡くなっても個人市県民税を納める義務はありますか？

- A12. 個人市県民税は、その年の1月1日現在仙台市にお住まいの方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。
納税者が亡くなられた場合の個人市県民税は、相続人の方に納税義務を引き継ぐことになります。

Q13. 家族（親族）が亡くなりました。個人市県民税で何か手続きは必要ですか？

- A13. 1月2日以降に亡くなられた場合、個人市県民税の申告や納税が必要となる場合があります。
また、市税に関する通知書等の送付先を指定したい場合は届出が必要となります。
手続きの詳細につきましては、財政局市民税課にお問い合わせください。

Q14. 家族が亡くなり、土地や家屋を相続することになりました。評価証明の取得方法を教えてください。

- A14. 次の4点をご準備いただき、各区役所税務会計課、各総合支所税務担当課、証明発行センターまたは仙台駅前サービスセンターへ申請してください。
- ① ご家族が亡くなられたことを確認できる住民票除票または戸籍謄本
 - ② 相続関係を確認できる戸籍謄本、登記官の印が押された法定相続情報一覧図（39ページ参照）または遺言証書
 - ③ 申請者（窓口に来る方）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ④ 手数料（1筆・1箇・1種、それぞれ1年度につき300円）
- なお、①・②の書類は写しで構いません。

Q15. 固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者が亡くなった場合、固定資産税はどうなりますか？

- A15. 固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合、その年度の固定資産税は、亡くなられた方の相続人に納めていただきます。
- なお、次年度以降の固定資産税については、相続登記等が完了した場合は登記した年の翌年から登記簿上の新しい所有者に、相続登記等が完了していない場合は固定資産を現に所有する方（一般的には法定相続人）に納めていただきます。
- ※ 相続登記等が完了していないときは、財政局資産課税課より、相続人等に対して「固定資産を現に所有している者（現所有者）」の申告をお願いするお手紙を、6月頃から翌年1月頃までの間に送付しております。
現所有者は、基本的に固定資産を相続する方が該当しますが、例えば生前に売買があった場合には、売買により取得した方が該当します。
現所有者の詳細につきましては、財政局資産課税課にお問い合わせください。

11. お問い合わせ先

■ 仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

制度や手続きに関するお問い合わせは、こちらをご利用ください。

 **022-398-4894** **FAX 022-398-5070**

■ 受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで
土日祝休日・年末年始（12/29～1/3）は午後 5 時まで（年中無休）

■ よくある質問と回答（FAQ）はこちらをご覧ください。
URL：<https://faq.callcenter.city.sendai.jp/>



■ 各区役所・総合支所

	所 在 地		代 表 電 話 番 号
青葉区役所	〒980-8701	青葉区上杉一丁目 5-1	 022-225-7211
宮城総合支所	〒989-3125	青葉区下愛子字観音堂 5	 022-392-2111
宮城野区役所	〒983-8601	宮城野区五輪二丁目12-35	 022-291-2111
若林区役所	〒984-8601	若林区保春院前丁 3-1	 022-282-1111
太白区役所	〒982-8601	太白区長町南三丁目 1-15	 022-247-1111
秋保総合支所	〒982-0243	太白区秋保町長袋字大原45-1	 022-399-2111
泉区役所	〒981-3189	泉区泉中央二丁目 1-1	 022-372-3111

■ 仙台市役所

	所 在 地		代 表 電 話 番 号
本庁舎	〒980-8671	青葉区国分町三丁目 7-1	 022-261-1111
北庁舎	〒980-8671	青葉区二日町 1-1	
上杉分庁舎	〒980-8671	青葉区上杉一丁目 5-12	
二日町第四仮庁舎	〒980-8671	青葉区二日町 1-23	

12. 主な相談窓口一覧

困ったことや相談したいことがあるとき、話を聞いてほしいときは、ひとりで悩まず、まずは下記の窓口にお問い合わせください。

特別相談 専門的な知識を有する相談員に無料で相談をすることができます。詳しくは事前にお問い合わせください。

相談種別	相談内容	相談員	青葉区役所	宮城野区役所	若林区役所	太白区役所	泉区役所	宮城総合支所	問い合わせ先
法律 予約優先	不動産・相続、法律全般(弁護士に相談済みの案件、事業、法人関係を除く)	弁護士 (司法修習生が同席する場合があります。)	毎週月曜・第1・3金曜	第2・3・4火曜	第1・2・3水曜	第2・3・4木曜	第1・2・3金曜	第1月曜	各区役所 「市民相談室」 区民生活課 ・ 宮城総合支所 まちづくり推進課
			10:00～15:00						
税務 予約優先	相続税等、税全般	税理士	第3火曜	第4水曜	第3木曜	第4金曜 (12月は第3金曜)	第3月曜	第4火曜	
			※12月～3月までの期間中は、次の曜日にも追加実施します。						
			第1火曜 (1月は第2火曜)	第2水曜	第1木曜	第2金曜	第1月曜 (1月は第4月曜)	－	
			13:00～16:00						
遺言・くらし手続 予約優先	遺言・相続(登記を除く)の書類作成、許認可申請	行政書士	第1水曜	第2木曜	第1金曜	第2月曜	第1火曜	－	
			10:00～12:00						
登記・相続 予約優先	不動産登記、相続、遺言等	司法書士 土地家屋調査士	第1水曜	第2木曜	第1金曜	第2月曜	第1火曜	－	
			13:00～16:00						
宅地・建物 予約優先	宅地建物の売買・賃貸の契約や取引等	宅地建物取引士	第2・4火曜	第1金曜	第3木曜	第4金曜	第3月曜	－	
			10:00～15:00	10:00～12:00					
交通事故 面接相談は要予約	損害賠償・保険請求等	専門相談員	(市役所1階) 毎週月～金曜	第1・3水曜	第1・3火曜	第2・4水曜	第2・4火曜	－	
			9:00～16:00	10:00～15:00					

※いずれも、12:00～13:00を除きます。上記日程が、閉庁日にあたる場合には、別の日に振り替えることがあります。詳しくはお問い合わせください。

その他の相談窓口

相談内容	担当窓口	問い合わせ先	受付時間 (*土日祝・年末年始除く)
生活・仕事に関する相談 予約優先	仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ	☎ 022-395-8865	9:00～18:00 (月～金曜) *
こころの相談 (自分や家族のこころの悩み)	仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	[はあとライン] ☎ 022-265-2229 [ナイトライン] ☎ 022-217-2279	10:00～12:00 13:00～16:00 (月～金曜) * 18:00～22:00 (年中無休)
	仙台市こころの絆センター (仙台市自殺対策推進センター)	☎ 022-225-5560	9:00～17:00 (月～金曜) *
	仙台いのちの電話	☎ 022-718-4343	24時間 (年中無休)
ひとり親の就労・生活に関する相談 面接相談は要予約	仙台市母子家庭相談支援センター	☎ 022-212-4322	11:00～19:00 (火曜) 9:00～17:00 (水～土曜) ※祝休日・休館日・年末年始除く
	仙台市父子家庭相談支援センター	☎ 022-302-3663 ✉ kosodate@personal-support.org (メールは随時受付)	18:00～20:00 (月～金曜) *
子育て何でも電話相談	仙台市子ども若者相談支援センター	☎ 022-216-1152	8:30～17:00 (月～金曜) *
子どもに関する相談 面接相談は要予約	仙台市子ども若者相談支援センター	☎ 022-214-8602	8:30～17:00 (月～金曜) *
	児童相談所	☎ 022-718-2580 または「189 (イチハヤク)」	8:30～17:00 (月～金曜) * ※緊急の場合は夜間・休日でも受付
犯罪被害者相談	仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口	☎ 022-214-6151	9:00～17:00 (月～金曜) *
消費生活に関する相談	仙台市消費生活センター	☎ 022-268-7867 (なやむな) または「188 (イヤヤ)」	9:00～16:30 (月～金曜) 9:00～16:00 (土曜) ※日祝・年末年始除く
なんでも相談	よりそいホットライン	☎ 0120-279-226	24時間 (年中無休)
	みやぎの萩ネットワーク	☎ 090-2987-4874 ☎ 090-5835-0017	24時間 (年中無休)

【制度や手続きに関するお問い合わせ】

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

☎ 022-398-4894 FAX 022-398-5070

受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで 土日祝休日・年末年始(12/29～1/3)は午後 5 時まで（年中無休）

よくある質問と回答（FAQ）はこちらをご覧ください。

URL：<https://faq.callcenter.city.sendai.jp/>



【作成・発行】 仙台市役所 市民局 区政部 区政課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1 -23 アーバンネット勾当台ビル 9 階

☎ 022-214-6125 FAX 022-211-1916 Eメール：sim004010@city.sendai.jp